

医療法改正と医療法人の事業承継

公益社団法人 熊本県精神科協会 理事 信 岡 幸 彦

震災で被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。被災された皆様の1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。今回、中小企業等グループ補助金が医療法人にも適用されることとなり、今後医療機関の復興が進んでゆくことを願っております。

平成27年の医療法改正で、地域医療連携推進法人制度の創設と医療法人の経営の透明性の確保等が規定されました。

地域医療や介護を提供する社会インフラである医療法人の事業承継では、医療法人の80%を占める持ち分あり医療法人の事業承継税制は存在しないことが問題であると思います。

平成18年医療法改正により、非営利性を徹底するため新設医療法人は持ち分なし医療法人に限定され、既設持ち分あり法人は経過措置型医療法人となりました。持ち分なし医療法人への移行促進策として、平成26年税制改正により認定医療法人制度が創設されましたが、28年6月現在で認定医療法人は50法人しかありません。平成18年以降増加した持ち分なし医療法人の殆どは、新設の持ち分なし医療法人で、一人医療法人なのです。

医療法人の事業承継の困難さは、日本の相続制度や事業承継税制と深い関係があると思われます。

戦前の相続制度は、明治31年に制定された家督相続が中心でした。相続税はヨーロッパを参考にして、明治38年に日露戦争の戦費調達のために創設されました。家督相続は軽い税率で、12～13%とかなり低い税率でした。戦前には実質的には企業の永続性を前提とした事業承継税制が存在していたわけです。

敗戦によるGHQの占領政策で、戦前の家父長的な家族制度は廃止され、日本の国際競争力を低下させる目的で財閥解体を行うため、90%もの財産税や世界でも例のない超累進的な相続税が課さ

れました。

明治政府が明治7年に「医制」の発布を行い自由開業制が始まって以来、家業として代々受け継がれている医療機関は少なくありませんでした。

しかし、戦後の税制により、家業として医業を営んでいた開業医による医療機関の永続性が危惧されました。そこで、安定した医療提供体制を構築するために、個人の生死から医業を切り離し永続性を担保する方策として、昭和25年に医療法人制度は創設されました。

ところが、実際は医療法人の出資持ち分は株式会社の株式と同じ方法で時価評価され、多額の相続税が課せられ、医療法人の存続が脅かされるという事態を招いています。

中小企業では、日本の高額な相続税や贈与税のために事業が継承できず廃業となる例や、事業承継後の企業経営に支障をきたす例が多く、中小企業が減少し、国力低下の一因となっています。

一方、世界の主要国と比べて日本の相続税は突出して高い上に、他の国では事業承継税制がきちんと整備されています。例えば、同じ敗戦国であるドイツでは事業承継では事業資産の85%が非課税となっています。日本の相続税制に、企業の永続性を前提とする事業承継の理念は存在しなかったのです。

ようやく、平成21年から「事業承継の際の相続税・贈与税の納税猶予制度」が創設されましたが、医療法人には適用されません。

日本医師会は、持ち分あり医療法人が事業承継を円滑に行うため、持ち分あり医療法人の相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設等の税制要望を行っております。

結局、事業承継税制が整備されていないことが、医療法人の事業承継を困難にしている最大の要因と思われます。